



2015湘南コモドアズカップ 帆 走 指 示 書

1. 【適用規則】

- 1.1 セーリング競技規則
- 1.2 JSAF の承認を得た Experimental Appendix Q 『アンパイア制フリート・レース』
- 1.3 本大会 レース公示
- 1.4 本大会 帆走指示書
- 1.5 本大会のレース公示と本帆走指示書との間に矛盾が生じた場合、帆走指示書が優先される。

2. 【参加および参加資格】

- 2.1 下田、伊東、熱海、真鶴、江の島、逗子、葉山、葉山マリーナの各ヨットクラブのコモドアもしくはそれに準ずる者を中心としたチームとする。
- 2.2 チームの中心となった者は外洋湘南の会員でなければならない。

3. 【競技者への通告（大会本部、公式掲示板、エントリー受付）】

- 3.1 大会本部は、葉山マリーナ ヤード内キャプテンズルーム前に設置する。
- 3.2 競技者への通告や諸通知は、大会本部付近に設置された公式掲示板に掲示される。
- 3.3 11月29日（日）07：45より大会本部にてエントリー受付を開始する。
- 3.4 出航に際して、大潮の関係でコモドアズカップ競技艇の出航場所を葉山新港に変更する等、実行委員会が特別な指示を出すことがある。

4. 【帆走指示書の変更】

- 4.1 帆走指示書の変更は、レース当日 08：00 迄に公式掲示板に掲示する。
- 4.2 なお、海上での帆走指示書の変更はL旗を掲げた本部船より口頭で行われる。

5. 【陸上で発する信号】

- 5.1 陸上で発する信号は、大会本部付近に掲揚される。
- 5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号回答旗説明文中の「1分」を「60分以降」と置き換える。

6. 【レース日程】

11月29日（日）	07：30	大会本部オープン
	07：45	受付開始
	08：00	開会式、艇長会議
	10：00	第1レース予告信号予定 第1レース終了後引続き第2レース予定 第2レース終了後引続き第3レース予定
	15：30	表彰式 葉山マリーナ 2F レストランルーム パーティーフィー1000円／1名
	18：00	大会本部解散

7. 【ボートとセール及びボートの識別旗（クラブ旗）】

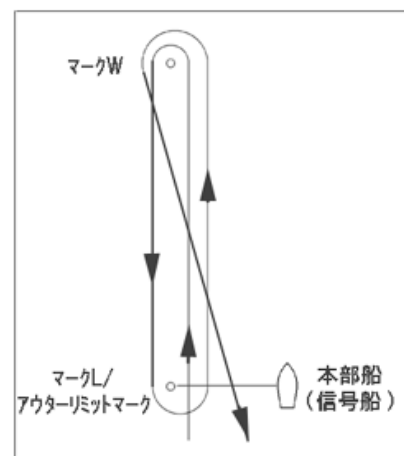
- 7.1 レース艇は主催団体により用意された YAMAHA30S 6艇を使用し、艇長会議時に抽選により割り当てられる。なお、このレース艇の抽選結果は救済の要求の対象とはならない（RRS62の変更）
- 7.2 各レース艇にはメインセール1枚、ジブセール1枚、スピナーカー1枚が用意される。
- 7.3 本帆走指示書7.4が適用される場合を除いて、支給されたセールは自由に組み合わせて使用できる。
- 7.4 使用するべきセールのコンビネーションが指定される場合は本部艇より口頭で通告される。
- 7.5 各レース艇は、レース中 スターンに自身の所属するクラブ旗（縦60cm以下×横100cm以下）を掲揚すること。

8. 【乗員の参加資格】

- 8.1 コモドアは第1レース及びそれ以降の少なくとも1レース以上はヘルムを務めなければならない。
1チームの合計乗員数はコモドアを含め6名以内とする。乗員の体重制限はなし。
- 8.2 第2レース以降、各レースのヘルムスマン、クルーの変更は認める。ただし、総乗員数は第1レースと同一でなければならない。
- 8.3 クルーは、参加コモドアが参加受付時に提出したクルーリストに登録された者であること。
- 8.4 主催者は、登録されたクルーが競技を続けることができなくなった時、代理のクルーを認めることができる。

9. 【コース】

- 9.1 コースは右図の通り、スタート→マークW→マークL→マークW→フィニッシュ とする。
- 9.2 予告信号以前に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 9.3 スタートおよびフィニッシュ・ラインは、アウトーリミットマークと JSAF 大旗を掲揚した本部船のマストとを結んだラインとする。
- 9.4 本部船は、接触を回避する為に本部船につながれたブイもしくは浮器を流すことがある。これらは本部艇の一部とみなす。
- 9.5 スタート後のレースの短縮、及び中止は RRS32 の手順に従う。
- 9.6 (ローイング中であるとアンカリング中であるとかかわらず) レースエリア内にいるローボートの周囲10m の範囲内は障害物とみなす。レース中、艇はこの範囲内を帆走してはならない。
この項の指示にたいする違反は、艇による抗議の対象とはならず、付属書A 4.2(e)アンパイアが発議するペナルティーの対象となる。



10. 【スタート】

レースは規則 26 を用いてスタートさせ、予告信号は EYC エンサインを使用する。

11. 【コースの次のレグの変更】

コースの次のレグの変更は、風下マーク付近に位置する運営艇に C 旗を掲揚し反復音響信号を発し、2 度目に回航するマーク W (風上マーク) を置き換えることによって行う (RRS 33 の変更)。
置き換えるマークの色と形状は、最初の艇長会議時に発表する。

12. 【タイム・リミット】

トップフィニッシュ艇より 15 分を経過してもフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。(RRS 35 と A5 の変更)

13. 【個人用浮揚用具】

- 13.1 レース中は個人用浮揚用具の着用を義務付ける。(RRS 1.2 27.1 40.1 の変更)
- 13.2 主催者は個人用浮揚用具を用意しない。各自持参すること。

14. 【抗議と救済の要求】

抗議と救済及び再開要求は、Experimental Appendix Q『アンパイア制フリート・レース』による。レース委員会及びプロテスト委員会による艇への抗議は公式掲示板に掲示する。(RRS61.1(a)の変更)

15. 【得点、順位、賞】

- 15.1 湘南コモドアズカップは1レースをもって成立する。
- 15.2 総合得点1位の艇には2015湘南コモドアフラッグが授与される。

16. 【責任の否認】

参加艇、及び参加者は完全に自らのリスク(参加するか否か、スタートするか否か、レースを続行するか否か等、レースに関係する全ての局面におけるものを含む)で本レースに参加する。RRS 規則 4 (レースをすることの決定)を参照のこと。

そして、主催団体である J S A F 加盟団体 外洋湘南 並びに 2012 湘南コモドアズカップ実行委員会はレース艇が引き起こした大会の前後、期間中に生じた直接・間接を含む物的損傷または人身傷害に対して、いかなる責任も負わない。

ADDENDUM Q

UMPIRED FLEET RACING

Under rule 86.2 and Regulation 28.1.3, the ISAF has approved the use of these sailing instructions as an addendum to the sailing instructions in World Championship Grade, Grade 1 and Grade C1 events and the ISAF Sailing World Cup from January 21, 2013 and until changed, for umpired fleet racing in the last race(s) of each series for the Olympic classes. Similar events are also encouraged to use the addendum. This can be done under rule 86.3 if the national authority prescribes that rule changes are allowed for the purpose of development and testing. Please note that the national authority may prescribe that such changes require its approval. Events that use this addendum are requested to provide feedback to the ISAF to support further development.

Races may be sailed under the sailing instructions in this addendum only if the notice of race so states and the addendum is included in the sailing instructions.

Use of this addendum is recommended for races in which about ten one-design boats compete with umpires present. There should be one umpire boat for every three or four boats in the fleet.

When Addendum Q is printed in the sailing instructions, this paragraph and the three paragraphs above should be deleted. Nothing below should be changed or deleted.

This addendum has been approved by ISAF in accordance with rule 86.2 and ISAF Regulation 28.1.3.

Version: January 21, 2013

Marginal marks indicate important changes from the previous version.

These sailing instructions change the definition Proper Course, and rules 20, 28.2, 44, 60, 61, 62, 63, 64.1, 65, 66, 70, 78.3 and B5.

Q1 CHANGES TO RACING RULES

Additional changes to rules are made in instructions Q2, Q3, Q4, and Q5.

Q1.1 Changes to the Definitions and the Rules of Part 2 and Part 4

- (a) Add to the definition Proper Course: 'A boat taking a penalty or manoeuvring to take a penalty is not sailing a *proper course*.'
- (b) When rule 20 applies, the following arm signals are required in addition to the hails:
 - (1) for 'Room to tack', repeatedly and clearly pointing to windward; and
 - (2) for 'You tack', repeatedly and clearly pointing at the other boat and waving the arm to windward.

Instruction Q1.1(b) does not apply to boards.

Q1.2 Changes to Rules Involving Protests, Requests for Redress, Penalties and Exoneration

- (a) The first sentence of rule 44.1 is replaced with: 'A boat may take a One-Turn Penalty when she may have broken a rule of Part 2 (except rule 14 when she has caused damage or injury) or rule 31 or 42 while *racing*.'
- (b) For boards, the One-Turn Penalty is one 360° turn with no requirement for a tack or a gybe.

付属文書Q

アンパイア制フリート・レース

規則86.2と規定28.1.3に基づき、ISAFは、オリンピッククラスの各シリーズの最終レースでのアンパイア制フリート・レースのために、2013年1月21日から次に変更されるまでの間、世界選手権グレード、グレード1とグレードC1イベント、ISAFセーリング・ワールド・カップの帆走指示書への付属文書としてこれらの帆走指示の使用を承認した。類似の大会においてもこの付属文書の使用を奨励する。各国協会が、改善および試すために規則変更が許されると規定している場合には、規則86.3に基づきこのことを実施できる。各国協会は、これらの変更には協会の承認を必要とすると規定することに注意すること（日本セーリング連盟規定7参照）。この付属文書を用いる大会では、更なる改善のためにISAFへ意見を提出することが求められる。

レース公示にこの付属文書中の帆走指示を用いると記載し、この付属文書を帆走指示書に含めた場合にのみ、レースはこの付属文書中の帆走指示に基づき行われる。この付属文書の使用は、ワンデザインの約10艇が、アンパイアがいる下で競争するレースに推奨される。フリートの3艇か4艇ごとにアンパイア・ボート1艇を勧める。

付属文書Qを帆走指示書に記載するとき、この文章と上記の3つの文章を消去しなければならない。以下の文章は変更または消去してはならない。

この付属文書は規則86.2とISAF規定28.1.3に従って、ISAFにより承認されている。

2013年1月21日版

余白の印（縦線）は前回からの重要な変更点を示している。

この帆走指示は、定義「プロパーコース」および規則20、20.2、28.2、44、60、61、62、63、64.1、65、66、70、78.3、B5を変更している。

Q1 競技規則の変更

規則の変更は、指示Q2、Q3、Q4、Q5でも行われる。

Q1.1 定義および第2章と第4章の規則の変更

(a) 定義「プロパーコース」に以下を追加する。

「ペナルティーを履行またはペナルティーを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。」

(b) 規則20が適用される場合、次の腕信号が声をかけることに加えて必要とされる。

(1) 「タックするためのルーム」には、風上を繰り返す、はっきりと指すこと。

(2) 「ユー・タック（タックせよ）」には、相手艇を繰り返す、はっきりと指し、腕を風上へ振ること。

指示Q1.1(b)はボードには適用しない。

Q1.2 抗議、救済要求、ペナルティー、免罪に関する規則の変更

(a) 規則44.1の最初の文を次のように置き換える。

「**レース中に**、第2章の規則（損傷または傷害をおこした場合の規則14を除く）または規則31または規則42に違反したかもしれない艇は、1回転ペナルティー二を履行する事ができる。」

(b) ボードについては、1回転ペナルティーはタックとジャイブを必要としない1回の360度回転とする。

- (c) Rule 60.1 is replaced with ‘A boat may protest another boat or request redress provided she complies with instructions Q2.1 and Q2.4.’
- (d) The third sentence of rule 61.1(a) and all of rule 61.1(a)(2) are deleted. Rule B5 is deleted.
- (e) Rules 62.1(a), (b) and (d) are deleted. In a race where this addendum applies, there shall be no scoring adjustments for redress given under any of these rules for a previous race.
- (f) Rule 64.1(a) is changed so that the provision for exonerating a boat may be applied by the umpires without a hearing, and it takes precedence over any conflicting instruction of this addendum.
- (g) Rules P1 to P4 shall not apply.

Q2 PROTESTS AND REQUESTS FOR REDRESS BY BOATS

Q2.1 While racing, a boat may protest another boat under a rule of Part 2 (except rule 14) or under rule 31 or 42; however, a boat may only protest under a rule of Part 2 for an incident in which she was involved. To do so she shall hail ‘Protest’ and conspicuously display a red flag at the first reasonable opportunity for each. She shall remove the flag before, or at the first reasonable opportunity after a boat involved in the incident has taken a penalty voluntarily or after an umpire’s decision. However, a board need not display a red flag.

Q2.2 A boat that protests as provided in instruction Q2.1 is not entitled to a hearing. Instead, a boat involved in the incident may acknowledge breaking a rule by taking a One-Turn Penalty as described in rule 44.2. If the protested boat does not take a penalty voluntarily, an umpire will decide whether to penalize any boat and signal the decision as provided in instruction Q3.1.

Q2.3 At the finishing line, the race committee will inform the competitors about each boat’s finishing place or scoring abbreviation. After this has been done for all boats, the race committee will promptly display flag B with one sound. Two minutes later flag B will be removed with one sound.

Q2.4 A boat intending to

- (a) protest another boat under a rule other than instruction Q3.2 or Q4.2(a), or a rule listed in instruction Q2.1,
- (b) protest another boat under rule 14 if there was contact that caused damage or injury, or
- (c) request redress

shall hail the race committee before or during the display of flag B. The same time limit applies to protests under instructions Q5.4 and Q5.5. The protest committee may extend the time limit if there is good reason to do so.

Q2.5 The race committee will promptly inform the protest committee about any protests or requests for redress made under instruction Q2.4.

Q3 UMPIRE SIGNALS AND IMPOSED PENALTIES

Q3.1 An umpire will signal a decision as follows:

- (a) A green and white flag with one long sound means ‘No penalty.’
- (b) A red flag with one long sound means ‘A penalty is imposed or remains outstanding.’ The umpire will hail or signal to identify each such boat.

- (c) 規則60.1を次のように置き換える。
「艇は、指示Q2.1とQ2.4に従っている場合に限り、他艇を抗議したり、救済要求をすることができる。」
- (d) 規則61.1(a)の3番目の文と規則61.1(a)(2)の全文を削除する。規則B5を削除する。
- (e) 規則62.1(a),(b)と(d)を削除する。この付属文書が適用されているレースに対しては、これらの規則の何れかに基づいて以前のレースで与えられた救済の得点修正は行われない。
- (f) 規則64.1(a)を「艇を免罪する規定は審問なしにアンパイアが適用することができる」と変更し、この付属文書中の矛盾する指示に優先する。
- (g) 規則P1からP4は適用しない。

Q 2 艇による抗議と救済

- Q2.1** レース中、艇は規則14を除く第2章の規則、規則31または規則42に基づき他艇を抗議することができる；しかしながら、艇は関与したインシデントに対してのみ第2章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、その艇はそれぞれに対し最初の適切な機会に「プロテスト（抗議）」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後またはアンパイアの判定後の最初の適切な機会の前またはその時に赤色旗を降下しなければならない。ただし、ボードは赤色旗を掲揚する必要はない。
- Q2.2** 指示Q2.1のとおり抗議する艇は、審問の資格はない。その代わりにインシデントに関与した艇は、規則44.2で示されてる1回転ペナルティーを速やかに履行することにより規則違反を認めることができる。
抗議された艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは指示Q3.1に規定されたとおり、艇にペナルティーを与えるかどうかを判定して信号を発する。
- Q2.3** フィニッシュ・ラインにおいて、レース委員会は、各艇にフィニッシュ順位または得点記録の略語を選手に知らせる。このことがすべての艇に対して行われた後、レース委員会は音響信号1声と共にB旗を速やかに掲揚する。その2分後、B旗は音響信号1声と共に降下される。
- Q2.4** 次のことをしようとする艇は、B旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し声を掛けなければならない。
- (a) 指示Q3.2もしくはQ4.2(a)に基づき、または指示Q2.1に挙げられた規則以外の規則に基づき他艇を抗議する。
 - (b) 損傷または傷害を伴う接触があった場合に、規則14に基づき他艇を抗議する。
 - (c) 救済要求をする。
指示Q5.4とQ5.5に基づく抗議に対し、同じタイム・リミットを適用する。プロテスト委員会は正当な理由がある場合には、タイム・リミットを延長することができる。
- Q2.5** レース委員会は、指示Q2.4に基づき行われた抗議や救済要求についてプロテスト委員会に速やかに知らせなければならない。

Q3 アンパイアの信号と課したペナルティー

- Q3.1** アンパイアは次のとおりに判定の信号を発する。
- (a) 長音1声を伴う緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
 - (b) 長音1声を伴う赤色旗は、「ペナルティーが課せられた、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのようなそれぞれの艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

- (c) A black flag with one long sound means ‘A boat is disqualified.’ The umpire will hail or signal to identify the boat disqualified.

Q3.2 (a) A boat penalized under instruction Q3.1(b) shall take a One-Turn Penalty as described in rule 44.2.

- (b) A boat disqualified under instruction Q3.1(c) shall promptly leave the course area.

Q4 PENALTIES AND PROTESTS INITIATED BY AN UMPIRE; ROUNDING OR PASSING MARKS

Q4.1 When a boat

- (a) breaks rule 31 and does not take a penalty,
- (b) breaks rule 42,
- (c) gains an advantage despite taking a penalty,
- (d) deliberately breaks a rule,
- (e) commits a breach of sportsmanship, or
- (f) fails to comply with instruction Q3.2 or to take a penalty when required to do so by an umpire,

an umpire may penalize her without a protest by another boat. The umpire may impose one or more One-Turn Penalties to be taken as described in rule 44.2, each signalled in accordance with instruction Q3.1(b), or disqualify her under instruction Q3.1(c), or report the incident to the protest committee for further action. If a boat is penalized under instruction Q4.1(f) for not taking a penalty or taking a penalty incorrectly, the original penalty is cancelled.

Q4.2 (a) A boat shall not round or pass a mark on the wrong side. If she does so, she may correct her error as provided in rule 28.2 only if she does so before she rounds or passes the next mark or finishes.

- (b) When a boat breaks instruction Q4.2(a) and fails to correct her error before rounding or passing the next mark or finishing, an umpire may disqualify her under instruction Q3.1(c).

Q4.3 An umpire who decides, based on his own observation or a report received from any source, that a boat may have broken a rule, other than instruction Q3.2 or Q4.2(a) or a rule listed in instruction Q2.1, may inform the protest committee for its action under rule 60.3. However, he will not inform the protest committee of an alleged breach of rule 14 unless there is damage or injury.

Q5 PROTESTS; REQUESTS FOR REDRESS OR REOPENING; APPEALS; OTHER PROCEEDINGS

Q5.1 No proceedings of any kind may be taken in relation to any action or non-action by an umpire.

Q5.2 A boat may not base an appeal on an alleged improper action, omission or decision of the umpires or the protest committee. In rule 66 the third sentence is changed to ‘A party to the hearing may not ask for a reopening.’

- Q5.3** (a) Protests and requests for redress need not be in writing.
- (b) The protest committee may take evidence and conduct the hearing in any way it considers appropriate and may communicate its decision orally.

- (c) 長音1声を伴う黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声を掛けるか、または信号を発する。

- Q3.2** (a) 指示Q3.1(b)に基づきペナルティーを課せられた艇は、規則44.2に記述されているとおりに、1回転ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 指示Q3.1(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

Q4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議、マークの回航または通過

Q4.1 艇が次のことをした場合、アンパイアは他艇による抗議なしにペナルティーを課することができる。

- (a) 規則31に違反し、ペナルティーを履行しない。
- (b) 規則42に違反する。
- (c) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となる。
- (d) 故意に規則違反する。
- (e) スポーツマンシップの違反を犯す。
- (f) 指示Q3.2に従わないか、またはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない。

アンパイアは、指示Q3.1(b)に従って信号を発することにより、規則44.2に記述されているとおりに履行すべき1つ以上の1回転ペナルティーを課すか、または指示Q3.1(c)に基づきその艇を失格とするか、あるいはそれ以上の処置のためにプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確にペナルティーを履行したために指示 Q4.1(f)に基づきペナルティーを課された場合、最初のペナルティーは取り消される。

- Q4.2** (a) 艇は、正しくない側でマークを回航または通過してはならない。そうした場合には、その艇は規則28.2の規定のとおり誤りを正すことができる。ただし、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に行う場合に限る。
- (b) 艇が指示Q4.2(a)に違反し、次のマークを回航もしくは通過する前、またはフィニッシュする前に誤りを正さなかった場合、アンパイアは指示Q3.1(c)に基づきその艇を失格とすることができる。

Q4.3 自身の観察またはあらゆる情報源から受け取った報告に基づき、艇が指示Q3.2もしくはQ4.2(a)に違反したかもしれない、または指示Q2.1に挙げられた規則以外の規則に違反したかもしれないと判断したアンパイアは、規則60.3に基づく処置のためにプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除く、規則14違反の申し立てはプロテスト委員会に通知しない。

Q5 抗議、救済要求または審問の再開、上告、その他の手続き

Q5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

Q5.2 艇は、アンパイアまたはプロテスト委員会の不適切な処置、不手際または判定についての申し立てを上告の根拠とすることはできない。規則66の3番目の文を次のように変更する。「審問の**当事者**は審問再開を求めることはできない。」

- Q5.3** (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考えるやり方で、証言を得たり審問を進めることができ、その決定を口頭で伝えることができる。

- (c) If the protest committee decides that a breach of a rule has had no effect on the outcome of the race, it may impose a penalty of points or fraction of points or make another arrangement it decides is equitable, which may be to impose no penalty.

Q5.4 The race committee will not protest a boat, except following a report under rule 43.1(c) or 78.3.

Q5.5 The protest committee may protest a boat under rule 60.3. However, it will not protest a boat for breaking instruction Q3.2 or Q4.2(a), a rule listed in instruction Q2.1, or rule 14 unless there is damage or injury.

- (c) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判断した場合には、整数もしくは分数の得点ペナルティを課すか、または公平と判断する別の調整を行うことができ、別の調整はペナルティを課さないということもあり得る。

Q5.4 レース委員会は、規則43.1(c)または規則78.3に基づく報告を受けた場合を除いて、艇を抗議することはできない。

Q5.5 プロテスト委員会は、規則60.3に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、指示Q3.2もしくはQ4.2(a)の違反、指示Q2.1に挙げられた規則の違反、または損傷もしくは傷害がある場合を除く規則14の違反に関して艇を抗議しない。